

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成30年6月29日 午前9時58分～午後0時5分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	福田 俊一郎	委員	杉 菌 道 朗
副委員長	森 満 晃	委員	井 上 勝 博
委員	新 原 春 二	委員	持 原 秀 行
委員	瀬 尾 和 敬		

○その他の議員

議 員 成 川 幸太郎

○説明のための出席者

市民福祉部長	上大迫 修	保険年金課長	西 田 光 寛
市民課長	瀬戸口 良 一	障害・社会福祉課長	有 西 利 朗
環境課長	上 口 敬 子	高齢・介護福祉課長	遠 矢 一 星
主幹兼廃棄物対策グループ長	高 山 和 人	保 護 課 長	松 尾 和 俊
川内クリーンセンター所長	原 暢 幸	子育て支援課長	知 識 伸 一
市民健康課長	檜 垣 淳 子	育成支援グループ長	下 満 道 行

○事務局職員

事務局 長	田 上 正 洋	管理調査グループ員	堀之内 孝 充
-------	---------	-----------	---------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 8 0 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第 8 0 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第 8 0 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補 正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第 8 2 号 平成 3 0 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第 8 0 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第 7 2 号 平成 3 0 年度薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて 議案第 7 3 号 薩摩川内市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定 める条例及び薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 8 0 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
(所管事務調査)	保 護 課
議案第 7 4 号 薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について 議案第 7 5 号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は委員長において、随時許可をいたします。

ここで、休憩いたします。

~~~~~

午前10時休憩

~~~~~

午前10時開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）引き続き、会議を開きます。

△環境課及び川内クリーンセンターの審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）初めに一般会計補正予算の歳出について説明いたします。

予算に関する説明書第1回補正の17ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費8目環境衛生費、事項、環境総務一般管理費13万6,000円の増について説明いたします。

本事業は、新規事業になります。補正予算の概要は16ページ、中段に掲載してございます。

捨て猫等を原因として公共施設等に野猫が見られ、動物愛護や当該施設管理に課題が生じている

ため、野猫対策に関して必要な支援制度を検討する野猫対策検討協議会を設置するものでございます。

次に、予算に関する説明書の18ページをお開きください。

4款衛生費2項清掃費5目ごみ処理費、事項、甑島クリーンセンター管理費919万6,000円の増は、倒壊の危険のある下甑クリーンセンター煙突の解体工事について、当初計画の一部解体から全部解体への変更に伴う不足額を追加するものでございます。

平成29年度当初予算で6,000万円を、甑島地域の二つのクリーンセンターの煙突解体工事費として措置していただき、まずは上甑島クリーンセンターから着手しまして、平成30年2月19日に工事を完了いたしました。

契約金額は3,736万8,000円で、株式会社塩田建設さんに請け負っていただいております。

廃棄物焼却施設解体におきましては、労働安全衛生法上、関係官庁との協議が必要でございます。協議を進めた結果、当初見込んでいなかったダイオキシン類ばく露防止対策費用が必要となり、昨年の12月補正で970万4,000円の増額補正をお願いしたところでございました。

下甑については、年度内での完成が見込まれないことから3,233万6,000円を平成30年度へ繰り越させていただいたところでございます。

下甑については、煙突が本体施設に近接していることから、全長24メートルあるんですが、上部の12メートル解体で倒壊対策がクリアできると見込みまして、今回は上部12メートルを3,200万円で完了した後に残り下部の12メートルを本体施設と一体的に解体する計画で関係官庁との協議を進めていたところです。

ダイオキシン類ばく露防止対策は、今回、煙突全体を実施するので、今回は不要と見込んでおりましたが、3月26日に労働基準監督署から、2回に分けて解体する場合も再度ばく露防止対策が必要と指導がありました。これを踏まえまして、施工費を積算しましたところ、下部12メートル部分の対策経費が二重計上となりまして、1回で全部24メートルを解体する場合4,153万2,000円、2回に分けて別工事とした場合は

5,300万円となることがわかりました。煙突を2回に分けて解体するより、一体的に解体した方が効率的であることが判明いたしましたので、不足する工事費919万6,000円の増額補正をお願いしまして、全部解体工事として一括して工事を発注したい考えでございます。

以上で、環境課分の説明を終わります。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）川内クリーンセンター分についてはございません。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）野猫対策で、いよいよ腰が上がったというような感じがするんですが、この野猫対策について、公園関係に結構いるというふうにお話が本会議の中でもありましたけれども、実際、私のところもなんですが、前後、猫を飼っていらっちゃって、もうほとんどうちの中でもあるんですが、外に出されている、囲いをしていないということで、うちは子猫が生まれる場所になっているんですけれども、そういう対策まで、そういった家庭内の飼い猫なんですけれども、実際はもう外に野放しされているところが結構あると聞いていますけれども、そういうところまで対象にして協議をされていくのか。それとももう公共施設に関するそうした野猫対策にされていくのか、その辺の実態、これからの方針なんでしょうけれども、どんな感じでやるんでしょうか。

○環境課長（上口敬子）今ございましたように、確かに地域からの苦情件数というものもふえてきております。まずは家庭における飼育、適正な飼養ということも考えていかないといけないかと思っておりますので、この検討協議会の中でそういった適正飼養に関するガイドラインができないものかという御質問もございましたので、適正飼養に係る協議等も含めて考えていきたいと思っております。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）それでは、委員会資料1ページをお開きください。

川内クリーンセンター基幹的設備改良工事事業につきまして、進捗状況を報告いたします。

川内クリーンセンターでは、老朽化の進んだ施設の延命化を図るため、DBO方式による基幹的設備改良事業を進めております。三機化工・植村特定建設工事共同企業体と平成28年10月、基本協定締結後、改良事業は順調に推移しているところでございます。

昨年度は、焼却施設2号炉と共有設備の工事を行いまして、平成30年3月29日に完成いたしました。年度末の工事進捗率は34.8%となっております。

本年度は、焼却施設1号炉及び粗大ごみ処理施設の改良を行うこととしております。現在、実施設計を進めておりまして、10月から工事に入る予定でございます。

最終年度の平成31年度は、6月から資源ごみ処理施設を、11月から浸出水処理施設の工事を見込んでおりまして、全ての工事を平成32年3月までに完了する予定でございます。

以上で、環境課の報告を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと今のことではないんですが、エコパークの使用状況というか、処理状況というのがホームページにも載っておりまして、廃棄物の中での一般廃棄物の割合がふえてきているんですね。去年の5月が18%だったんですけども、ことしの5月が24%までこう膨れ上がってきておりまして、この中には薩摩川内市から持っていくものもあるでしょうけど、ほかの自治体からも来ていると思うんです。それでこのほかの自治体からどういう自治体から来ているのか、どのぐらいの量で来ているのか。それは薩摩川内市としては、そういった他市の一般廃棄物も受け

入れるということでは、他市とのやはり協定とかそういうものも結ぶものなのかどうかということをお尋ねしたいんですけども、どうでしょうか。

**○主幹兼廃棄物対策グループ長（高山和人）**

他町村から、平成27年度から持ち込まれております。喜界町からも搬入されております。

量につきましては、細かいところまではちょっと資料を持ち合わせておりませんが、本市と比較しますと相当少ないという状況であります。

**○委員（井上勝博）** こういう他市から一般廃棄物が持ち込まれてくるようになると、量としては少ないかしれんですけども、この場合に例えばほかの自治体からも持ってきたんだけどという場合は、薩摩川内市との間で協定とか何かそういうものを結ぶもんなんですか。そういうのはもう関係なく、エコパークがただ他市町村との関係で受け入れているだけで、薩摩川内市としてはそれを関知していないということなんですか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** エコパークのほうと環境公社のほうと実際に薩摩川内市内にその施設があることに伴う環境保全であるとかいろんな協定はしておりますけども、実際に一般廃棄物を持ち込む喜界町さんの例ですと喜界町さんと個別に薩摩川内市のほうがという協定の締結の規定はないです。ただし、そういった状況が、持ち込むことになりましたということについては、環境公社との調整をされた後に市のほうに届け出といいますか、報告的に情報をいただいておりますので、全く野放しでその状況等を傍観しているということはありません。委員の言われる部分が、どこにその本意があらわれるのか、ちょっと私のほうもはかりかねますけど、一応報告は受けております。

**○委員（井上勝博）** エコパークの建設に反対している方々は、環境を心配されているわけです。水の環境とかですね。そうすると産業廃棄物で計画では産業廃棄物が持ち込まれてくるということでそういう計画だったんだということでそういう認識だったわけですけども、ところが最近になってくると、もう一般廃棄物の割合はこうふえてきていると、これは話が違うやないかと。そもそもエコパークが本当に必要だったのかどうかという疑問がこう出てくるわけですよ。その際に他市町村からそういうふうに持ってくるということに

ついて、市は特にその報告を受けるだけで、それを例えばだめですよ、ここは産業廃棄物のためにつくった施設ですよ。一般廃棄物のほうが安全性という点では、一般廃棄物のほうが安全ではあるわけですけども、そういうのがこうどんどん持ち込まれてくるということについて、やっぱりこう納得できないという声があったもんですから、そういう質問をさせていただいたわけです。

ですから、ここでもう報告を受けるだけという回答でありましたので、そのようには伝えておきたいと思いますけども。

**○委員長（福田俊一郎）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

ここで、休憩いたします。

~~~~~

午前10時14分休憩

~~~~~

午前10時14分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△市民課の審査

○委員長（福田俊一郎） 市民課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（瀬戸口良一） 市民福祉委員会資料の4ページをごらんください。

マイナンバーカードの交付状況を説明させていただきます。

まず1番です。マイナンバーの通知カード返戻分の保管状況です。

制度発足に伴い、個人宛てに書留で発送された

マイナンバー通知カードが、郵便局から宛先不明により市役所へ返されたものが、5月1日現在446通ございます。

これらにつきましては、窓口での受領や実態調査等に対応しており、昨年から61通解決、減少しております。

次の2、マイナンバーカードの交付状況です。

5月1日現在で1万4,423件の交付申請を受けており、実際に交付した交付枚数は1万2,104枚、住基人口に対する交付率は12.47%となっており、県と全国平均より若干多い状況となっております。

中ほどのグラフは、住基カードが制度開始の平成17年から交付終了の平成27年度以降の推移と、棒グラフの上部の黒い部分になります、平成28年1月から始まったマイナンバーカード交付件数にあわせて表記してあります。ことし4月現在で合計2万3,509枚となっていて、4人に1人は取得している状況になります。

マイナンバーカードの制度開始すぐの平成28年6月時点とことし4月を比べ、マイナンバーカードはほぼ2倍近くの伸びとなっておりますが、住基カードと合わせた数は頭打ちの現状であります。

下の表は、マイナンバーカードの交付率の推移であり、参照してください。

次に、資料の5ページをごらんください。

らしく証明書交付システムの運用の開始について説明いたします。

まず1番、同システム端末の本庁及び各支所等への設置運用の目的でございます。

マイナンバーカード、住基カードを利用すると、コンビニエンスストアに設置してある証明書交付用端末から住民票の写し等の証明書を、本庁や支所に足を運ばなくても簡単に取得できます。しかしながら、窓口ではマイナンバーカードでは印鑑証明が取得できないことや、私どもの周知不足もございまして、市民の皆様にはコンビニでの端末操作にふなれで利用されない方が多くいらっしゃる、なかなか利用率が上がっておりません。

そこで、コンビニ端末と同様の仕様のシステム端末を昨年11月21日に本庁に設置、また、4月には甌4支所、今月に入り本土4支所も設置

運用を開始したところです。これにより、端末操作の苦手な市民の皆様を職員が直接サポートすることにより、端末操作の不安を解消することによりコンビニ交付利用の推進、マイナンバーカードの利用による市民サービスの向上を図ろうとするものであります。

なお、コンビニ交付を利用できる証明書は4に記載のとおりであります。

また、同システム端末の利用状況は、一番下の表に記載のとおりであります、本土4支所については6月開始でまだ係数は上がっていないところです。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

委員外議員からありませんか。

○議員（成川幸太郎） マイナンバーカードについては、本会議で落口議員も質問しましたが、この普及で通知を受けた方々が——はがきの剥がすやつで来ますよね、これが非常に見づらいと。確かに字が小さくて、ちょっと高齢者になると非常に見づらいんだということで、これが普及しない一つの要因になっているんじゃないかということが言われた。実は、そのコピーをもらっていたんですけども、落口議員が関係して質問するということで、彼のところへその資料を渡してしまって、非常に市民から、実はこれがあるけど、もう60過ぎた方が見てもよく理解できない、どうすりゃいいんだってことで、もうちょっとわかりやすい感じで通知をもらえないだろうか。そうしないとふえないんじゃないかという話がありました。

○市民課長（瀬戸口良一） この内容は、県を通じて再度、国とかJ・LISのほうにちょっと確認をとってみたいと思います。内容を伝えてですね。できないのかも含めてちょっと聞いてみたいと思います。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~  
午前10時20分休憩  
~~~~~  
午前10時20分開議
~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△市民健康課の審査

○委員長（福田俊一郎）市民健康課の審査に入ります。

△議案第80号 平成30年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）平成30年度第1回補正予算に関する説明書の17ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、事項、地域医療対策費992万9,000円の増額は、県の特定離島ふるさとおこし推進事業採択に伴い、甕島地域各診療所への公用車及び各種医療機器整備に係る市の負担分を、一般会計から国民健康保険直営診療施設勘定特別会計に繰り出すものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。  
委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第83号 平成30年度薩摩川内市  
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第83号平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）続きまして、議案第83号平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計に係る補正予算について御説明いたします。

まず歳出予算から御説明いたしますので、予算に関する説明書の59ページとともに、平成30年度第1回補正予算の概要の9ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費165万3,000円の増額は、特定離島ふるさとおこし推進事業採択に伴う長浜診療所巡回診療車の更新に係る増額補正であります。

60ページをお開きください。

2款1項1目医療用機械器具費は、4,797万4,000円の増額は特定離島ふるさとおこし推進事業採択に伴う里診療所のマルチスライスCT装置、手打診療所の電子内視鏡システム等の医療機器更新に伴う増額補正であります。

続きまして、歳入予算について御説明いたしますので、予算に関する説明書の57ページをお開きください。

4款1項1目施設整備費補助金特定離島ふるさとおこし推進事業補助金3,969万8,000円の増額は、県の事業採択に伴い、県補助金を増額補正するものであります。

次に、58ページをごらんください。

7款1項1目一般会計繰入金992万9,000円の増額は、一般会計から繰入金を増額補正するものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。  
委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。  
これより討論、採決を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり

可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に所管事務調査を行います。

当局から説明はありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）特にございません。

○委員長（福田俊一郎）これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）済みません、インフルエンザの予防接種の補助対象の拡充の要望が出ていたと思うんですけども、その後、何か進展がありましたでしょうか。

○市民健康課長（檜垣淳子）3月議会の委員会のほうで御指摘いただいたんですけども、子どものインフルエンザの予防接種補助事業は重症化を予防するということで、以前もお話したんですけども、昨年度から実施しているもので、昨年度はワクチン不足もあって積極的に勧奨を行っておりませんでした。そのために接種率がちょっと悪かったということもございまして、今年度はそちらの積極的に勧奨をしていきたいと思っております。

あと拡充に関しましては、予算内だというお話をさせていただいたんですけども、予算枠の中でこの積極的に勧奨することによって金額が不足することも考えられますので、来年度予算のほうに上げていきたいというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前10時26分休憩

~~~~~

午前10時27分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△保険年金課の審査

○委員長（福田俊一郎）保険年金課の審査に入ります。

△議案第82号 平成30年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第82号平成30年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）議案第82号平成30年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

資料は予算書の45ページからになります。

歳出について説明いたしますので、49ページをお開きください。

今回の補正は、平成30年度の予算編成から歳出の保険給付費については、全県県からの普通交付金で賄うこととなり、県が被保険者数や過去の医療費等から積算を行い、一般被保険者と退職被保険者の保険給付についてそれぞれ金額を算出したところでありますが、直近の医療費の実績により、一般被保険者と退職被保険者間の保険給付割合について変更をする必要が生じたため、2款1項1目一般被保険者療養給付費を7,075万円減額し、同項2目退職被保険者等療養給付費を6,000万円増額、同項4目退職被保険者等療養費を75万円増額、50ページの2款2項2目退職被保険者等高額療養費を1,000万円増額するものでございます。

歳入について補正はございません。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めることに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を
行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）所管事務調査につ
きましては、委員会資料の7ページのほうで、定
例で報告させていただいております、国保と後期
高齢者医療保険の短期証と資格者証の交付状況を
報告させていただきます。

状況としましては、国保は昨年同時期と比べま
して短期証で56人の減、資格証で43人の減と
なっており、後期のほうは変更がない状況となっ
ております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

○委員（井上勝博）一般質問で5年後にその
3方式ということで今計画されていると思います
けれども、4方式そのものについてはいろいろ批
判があるわけで、固定資産税を払いながらまたダ
ブるじゃないかというような批判もあるわけです
が、4方式から3方式にする場合に、問題はその
資産割の分をどこから持ってくるのかということ
になってくるわけです。そうすると、当然所得割
とか均等割とか平等割という税率を上げなければ
いけないということになってくるわけですが、一
般質問のときにちょっと答弁に対して再質問はし
なかったんですけれども、聞き取りのときには
2億円程度の収入になると、資産割がですね。そ

の資産割の収入の分を一般会計から持ってくれば
みんなハッピーじゃないかというお話をしたわけ
ですが、それはできないと。ただ、県のほうから
毎年こう出される給付金っていうんでしたつけ、
市から県にこう上げなきゃいけないお金について、
それがよそよりも少ないときに3方式にするとい
うタイミングをはかっているというようなお話も
されたわけですが、やはり今回県の国保の都
道府県単一化をなぜしたのかということについて、
国保の現状の中で国保税が高過ぎるからというの
が理由の一つに挙げられているわけですから、上
げてはいけないというふうに思うんですね。その
辺のお考えをもう一度お聞かせ願いたいと思いま
す。

○市民福祉部長（上大迫 修）議場のほうでは
私のほうで答弁させていただきましたが、ここで
委員のほうで質問されている部分の根幹の部分な
んですけど、5年後までに4方式を3方式にする
というのは、県下の市町村が全て入った国保運営
の協議会等の中で運営指針ということで確認され
ていることです。4方式を3方式にするときは、
言われましたとおり、資産割の部分の保険料の分
を、残った所得割、平等割、均等割のほうに賦課
する。どんな形ですのかって形になるので、ど
こから持ってくるという議論ではありません。
今課税して保険料相対は変わらずに4方式から
3方式にする、どこに乗せていくのかということ
ですので、ちょっと議論の仕方が違うのではない
かなというふうに考えております。

県のほうに国保制度を統一するに当たりまして
は、確かに国保税が高過ぎるからという視点もあ
りますが、基本的には社会保障の持続性というの
を確保する中で、出すべきものは国・県のほうが
いろんな給付金等を出しながら、係る保険料に対
応して保険料のほうを負担していくというような
考え方のベースに立っておりますので、議員の言
われる、高過ぎるからこの制度にしたということ
ではなくて、やはり社会保障制度として長期的に
見ていく中で統一化というのが必要だと、大きな
パイで保険制度を運営をするという形の考え方
ですので、その部分については少し理解をいただ
いておきたいなというふうに考えているところで
す。

○委員（井上勝博）そこがちょっと本会議のと

きによく理解できなかったところで、資産割がなくなる分、資産割の収入というのがありますよね。その資産割の収入というのは現実どのぐらいですか。

○保険年金課長（西田光寛）平成29年度の当初時の課税の状況で算定をした部分がございます。それで見ますと資産割部分が1億3,000万円ということでございます。

○委員（井上勝博）その1億3,000万円はどこから出てくるんですか。その資産割をなくすわけですから。

○保険年金課長（西田光寛）従来どおりの考え方、応能応益割というのが国保の場合は今まで50対50という割合で課税をしておりました。応能が平等割、均等割ということです。所得割のほうに応益割、資産割ということであつたんですけど、今までの考え方でいきますと、応益のほうでその1億3,000万円分は見ないといけないんじゃないかなというふうに考えます。

○委員（井上勝博）ということは、やはり所得割で補わなきゃいけないということ。そうすると所得割の率を上げなきゃいけないという議論になってくる、必然的にそういうふうになってくるということですよね。そうすると、所得、そんなに高い所得じゃない方々もとりあえず非課税でなければ国保税が上がる。ただ資産をたくさん持っている人は所得資産割がなくなった分は安くなるけども、資産が少なく所得がある程度ある方は所得割が高くなって負担がふえるという、やはりそういうことになるわけですよね。そういうことですよね。その辺の確認を。

○保険年金課長（西田光寛）今おっしゃるとおりです。資産があられた方はその資産割の分はなくなりますけれども、所得割の分がその分引き上げになります。とんとんになられる方もいらっしゃるかもしれませんが、委員がおっしゃったとおり、資産を持たずに所得割のみだった方はふえるという形になると。

○委員（井上勝博）そうすると、山とか田んぼとかあんまりこう固定資産税がかかっているわけじゃないですから、田舎のほうに行ったら税率が上がるという、そういうことが起こってくるのではないだろうかと、それを心配しているわけなんですよね。だからそういった負担をできるだけふ

やさないようにしていただきたいということを言っているわけなんですけども、その辺のことについてのお考えは、いやそんなことはない、もうしようがないんだということなんでしょうか。

○市民福祉部長（上大迫 修）あくまでも国保制度については保険制度でございますので、4方式を3方式に変えた場合、そのやり方によっては上がる方も下がる方も、場合によっては資産があつて所得がある方は所得のほうの比重が高ければ上がるだろうし、所得しかない方については従来よりも上がるって形になるわけですけど、これについて、その区分ごとのその算定方式のほうは上がるから制度としてはおかしいんだという考え方は持っておりません。あくまでも保険給付を賄う上で保険者に負担する総額が、算定方式が4方式が3方式になるだけですので、そこについては保険制度として被保険者の方々のほうで負担いただくという形を理解を求めていくという形になろうというふうに考えております。

○委員（井上勝博）ちなみに1.3億円ということがそのまま所得割のほうになったとする、そうすると実際1人当たりの税収というのは、これはどう変化するのでしょうか。そこら辺がちょっとよくわからない。

○保険年金課長（西田光寛）うちのほうで今試算をしていますけれども、その部分で申し上げますと、所得割が今13.5%でございますが、これを約2%程度上げるとその1億3,000万円分を補う形になるという試算が出ております。

○市民福祉部長（上大迫 修）委員が言われた被保険者一人当たりの保険料については、基本的に動きません。全体で見たときに平均ですと平均額は変わらないんです。算定方式が4から3に変わるので、それにおいて一人当たりの税額については変化はないはずで。ただ個別に見ていくと、そういったものがあり得ますけど。

○委員（井上勝博）少し期間がありますので、負担がふえないように努力をお願いしたいと。こう負担がふえないようにしたいというのは共通していると思いますので、よろしく願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前10時41分休憩

~~~~~

午前10時42分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第80号 平成30年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算、歳出について説明をいたします。

予算に関する説明書、15ページのほうをお開きください。

3款1項2目身体障害者等福祉費の障害者（児）自立支援事業費の委託料は、平成30年4月の障害者総合支援法改正に伴う福祉システムの改修を行うための補正でございます。法改正に伴いますシステムの仕様が段階的に示されておりまして、今回の補正分は平成30年3月に示されたものでございまして、今回増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、予算に関する説明書の8ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金、障害者自立支援給付支払等システム事業補助金は、先ほど歳出で説明いたしました福祉システムの改修に伴います国庫補助金の補正でござい

ます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次は、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）所管事務調査について説明をいたします。

市民福祉委員会資料の7ページをお開きください。

1、高齢者・障害者・子ども・女性等への暴力及び生活困窮支援等相談の一元化について、説明をさせていただきます。

（1）の背景でございますが、高齢者・障害者・子ども・女性等への暴力及び生活困窮支援等の相談件数や支援ケースにつきましては、増加傾向が続いております。その内容も多様化し、支援等につきましては、複数の課が関与し、専門的な知識も必要とされる状況となっております。

そのようなことを背景に、平成30年4月の組織機構の見直しに伴い、障害・社会福祉課に係る業務と職員等を集約したところでございます。

中ほどの下の表につきましては、4月から5月の間で消費生活・市民総合相談、生活困窮等自立支援相談、高齢者、障害者、女性、児童・家庭に関する相談等について、職員・相談員等が対応した実績でございます。

なお、同じ方の相談で、それぞれが関与したもののについては重複しております。この辺については御了解いただきたいと思います。

（2）の体制についてでございますが、障害・社会福祉課に相談支援グループを新設いたしまして、子育て支援課から女性・家庭生活支援相談員4人、保護課から消費生活相談員4人、生活困窮

者自立支援事業、これは市の委託事業で社会福祉協議会の職員の方がいらっしゃいますが、その方々が5人、障害福祉グループのほうから保健師1名と障害者基幹相談支援センターの出向職員一人、それにグループ長及び職員一人の17人の体制で業務に当たっているところでございます。

総合案内のほうからは、「生活上の相談をしたい」などといった市民の方のお尋ね、訪問、来庁があった場合、これまでその内容を聞いて関係課を紹介していましたが、障害・社会福祉課相談支援グループへ案内をすることで、市民の方及び案内担当者の方の負担のほうも少なくなったというふうに聞いているところでございます。

また、相談支援にあたる担当者間におきましては、意見交換でありましたり、連携がより円滑に行えるようになり、それぞれの持つスキルの幅が広がることで多様なケースの支援に対応できていくのではないかと考えておまして、日々の相談員等の会話や動きを見ておますと、一元化したことで効果的に機能しているのかなというふうに感じているところでございます。

今後につきましては、一元化の前後の検証を行い、よりよい市民サービスの相談・支援体制の構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

開けていただいて、8ページの上のほうをごらんください。

上の図につきましては、先ほどの体制で説明しました動きについて、図式化したものでございますので、ごらんいただきたいと思います。

それから、(3)の広報・周知についてでございますが、市の広報紙、それからFMきつませんだい、あおまる暮らしの情報でございましたが、あとそのほか自治会運営説明会等でお知らせをしております。民生委員・児童委員の方の会合等でも周知をしているところでございます。

次に、2の薩摩川内市自殺対策計画について説明をさせていただきます。

(1)の計画策定の趣旨でございますが、平成18年10月に自殺対策基本法が策定されまして、平成19年6月には、政府の自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定されております。

以降、3万人を超えていました自殺者数につきましては、平成29年度には2万1,140人まで

減少しておりますが、自殺死亡率につきましては、先進7か国の中でも最も高く、依然として高い水準にあるため、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成28年に自殺対策基本法が改正されました。

自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援が受けられるよう全ての市町村で自殺対策計画を策定するとされたことを受けて、薩摩川内市でも策定しようというふうなものでございます。

(2)の計画の期間につきましては、平成31年度から35年度までの5年間といたします。

(3)の計画の骨格案でございますが、大きく、計画の趣旨等、それから本市の現状・特徴、自殺対策の取り組み、自殺対策の推進体制等でまとめ、自殺対策の取り組みの中では、地域におけるネットワークや人材の育成、生きることの促進要因への支援、子ども・若者・高齢者等への対策などを考えているところでございます。

(4)の今後のスケジュールでございますが、策定委員会を合計3回、7月、9月、11月、それからパブリックコメントにつきましては1月を予定し、市民福祉委員会のほうへは12月と3月に状況報告等をさせていただき、平成31年の3月完成を予定しているところでございます。

そのほか、今回の資料にはございませんが、現在、民生委員の配置の見直しを検討しております。それぞれの民生委員が担当している自治会等の区域を合併・分割する調整を行うことで負担の平準化を図り、来るべく平成31年12月の民生委員の一斉改選を迎えたいと思っているところでございまして、関係者等へ相談し、調整を現在進めているところでございます。整ってまいりましたら、委員の皆様へ資料等で改めて説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）**ただいま当局の説明がりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**自殺の対策の計画なんですが、一般的に自殺というのは身内にとってみれば、あんまり公にしたいくないことで、亡くなくても特に自殺ということで新聞に載ることもなく、その

まま何となくうわさで自殺したんじゃないのかということになるわけですが、これは例えば警察と連絡をとりながら、自殺の現状、特徴というのを把握されるということなのですが、現時点でいうと、例えばその実態は、どういう実態があるのかというのは、何か言えることがあるわけですか。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 自殺の特徴、現状につきましては、プロフィールということで薩摩川内市の状況等を警察等の統計等から提供いただいております。

薩摩川内市の場合、平成24年から28年まで、毎年約20人程度の方が自殺されているというような状況で、この5年間で102名の方が亡くなられていらっしゃいます。

その中で、自殺年齢等につきましては40歳から50歳、それに60歳以上の方が多いという傾向がございます。失業等から生活苦、そして加えて介護とか身体疾患等を苦にされたり、職場の配置転換から過労、人間関係の悩み、仕事の失敗を含めて鬱状態になられたりとか、身近な身内の方々の死別、離別、そういったことを受けて鬱状態になられて、将来を悲観されたりとかというような状況があるということでの資料をいただいているところです。

**○委員（井上勝博）** 計画ができてからわかる内容ではあるわけですがけれども、例えば過労自殺とかという話もありまして、職場の中でサービス残業で、ほとんど休息をとることも、休日をとることも大変だったから自分で命を絶つというケースなどが全国的にもあったりするんですけども、この自殺防止といった場合に、働く場合は労働環境という問題がかかわってくるわけですがけれども、この労働環境の問題については、市としてはどういうふうにかかわっていくことができるんだろうかというふうに思うんですが、どうなのでしょう。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 直接はつきりと申しませんが、策定をする中で委員等にハローワークでありましたり、そういう関係者の方々にも入っていただきながら、その辺を明らかにして計画を策定してまいりたいと思います。

**○委員（井上勝博）** 労働環境というか、要するに違法行為、違法労働行為とかそういったものがあっても、弱い立場に立っている人は、これが仕

方がない、自分が仕事ができないせいなんだというふうに思い込まされて、そしてサービス残業で長時間労働でという問題なんか結構多いというふうに思うんです。

そういった場合に、これは例えば労働基準監督署などとも協力しながら、職場の労働条件に対して介入という言葉はおかしいかしれんですけども、そういったこともするという事は考えられるんですか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 委員が言われる分がちょっと進んでいるのかなというふうに思いますが、基本的に自殺対策計画については、要するに職場でそういう環境があったとき、いち早く気づいてサポートできるような取り組みのほうを事業者に求めたり、また、実際にそういうふうな状態に追い込まれた方々が相談できる場所をつくったりとかということでございますので、その主たる原因の過労でありますとかそういうのを監視監督する側の内容にはならないというふうに思っております。

法律に基づいて過労と認定されるような厳しい状況等については、労働基準監督署でありますので、そちらの方々が通常されるものとはある意味一線を画して、実際早期に発見できて、職場に復帰できるような環境をつくっていくと、見守っていくというのが今回の自殺対策の考え方であろうというふうに私は考えているところでございます。

**○委員（新原春二）** 生活困窮の相談の関係で、一元化をされて非常に効果があるんじゃないかと思うんですけど、今数字的に見ても4月から5月で532件の相談を受けられているということで、それぞれ一人で受けることもあるだろうし、それで各課の連携をとりながら二、三人受けることもあると思うんですけども、そういった面ではいい体制ができたのかなと思いますけども、ただ、この相談、今1日10件ぐらいの延べ平均なんですけども、この相談の場所、今一番奥にあると思うんですけども、その場所が大変セキュリティーも含めたそういう場所になっているのかどうか、そういうのが一番気になるんですけども、そこら辺の相談を受ける場所が、フロントで受けれる部分もあるんでしょうけども、相対的なプライバシーの問題もあって個室が必要なのかなと思いますが、そこら辺の場所の確保の関係をまず1点お知らせ

をください。

こういった障害者のしおり、非常にすばらしいものができていて、一目瞭然ですが、これは何部ぐらい印刷されて、大体どこらに配布をされているのか、そこら辺の報告をお願いします。

もう一点、民生委員の構成がえがあるということで、状況を見て統合あるいは離散も含めて検討されているんですけども、これは薩摩川内市で決定ができるものなのか、大臣の指定になると思うんですけども、そこら辺がなり手がなから範囲を広げるとかいうことになるのか、それになりますと相談に極めて厳しくなるということになると思うんですけど、なり手が今少ない中でこういう民生委員の場所的な調整をどのような方向でされていくのか、多くなるのか、少なくなるのか、そこら辺も含めて方向性を示していただきたいと思っています。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** まず、相談の環境ということでございます。

現在、東別館のフロントのところに窓口がございます。そこについては、現在それぞれにパーテーションで区切れるような形で財活のほうの予算をいただきながら、区切りをつけるようにしているところでございます。

それと、フロントのところで受けられない個人的な中身になる場合は、保護課の横のところに相談室が2室ございます。扉があってそれぞれに受けられる形がありますので、そちらの部屋の管理のほうは我々の障害・社会福祉課のほうでしておりますので、そちらの部屋を使いながら対応しているところでございます。

それから、障害福祉のしおりにつきましては、障害者団体であったり、それから支所等に配布をしております。それから、相談支援事業所とかそういったところにも配布をしているところでございます。各支所の窓口にも置いて、福祉サービスの申請等にいらっしゃった場合は、それを使いながら説明をしているところでございます。

それから、民生委員の決定につきましては、今回全体の増員はしないつもりで、現在薩摩川内市が持っている民生委員の定数が259人という基準がございます。その中で一人一人の民生委員さんを分析した場合、少ない方で20世帯の担当、それから多い方で700世帯というようなかなり

の開きがございます。

それにつきましては、何とか分割して負担を減らしていただけないかというような状況もございましたので、そういったところを相談していきながら、まず合併して定数の余裕が出てきた部分を大規模、多くの担当をされている民生委員の方のところにもどのような形で分割できるのか、そして、推薦等に当たりましては自治会長さん方にも非常に御苦労いただきますので、自治会長さんのほうの御意見だったりとか、そういったものを伺いながら最終的に決めてまいりたいというふうに考えているところです。

**○委員（新原春二）** 相談窓口のほうは了解しました。ただ、扉があって2部屋しかないということです。あとはパーテーションで区切っているということで、パーテーションで区切れば大体声は行き来が聞こえます、大体普通そうだと思うんですけども。相談にみえる方については、やっぱりプライバシーというのが一番重要にしないといけないと思うものですから、そこら辺の場所的に今の相談の件数で十分であるということであればいいんですけども、もしそうでなかったとしたら、そういう設備についてはきちんと要求をされて、確保をするのがいいんじゃないかと思いますので、そこら辺はまた検討されてみてください。

それから、民生委員の件につきましては、今話がありましたように20世帯から700世帯までというかなり幅があるんですね。これはすごい数です。これは259名で担当されるわけですけども、非常に場所的にかなり厳しいものがあると思うんです。そういう意味では、民生委員さんの今の現状を民生委員連絡協議会とも十分相談をされて、ぜひこれは数がふやせないものであったら、市のほうで調整をせなけりゃならないわけですけども、ふやせるものだったらちょっとふやして、こういう700世帯のものを分割していく必要があると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

特に、こういう福祉の関係、かなり幅広くなっていますし、そういった面では個人的にはこの面談といいますか、そういうものもふえてくると思いますので、そこら辺もまたぜひ調整をしていただいて、ふやせるものならふやしてもらってほしいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ちなみに、このしおりについては何部ぐらい印刷されたのでしょうか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）  
2,000部作製したということでございます。

○委員（井上勝博）テレビを見てましたら、ある自治体で会合をきっかけにして職場をやめ、そしてそこからどんどん貧困になっていって、家の中がゴミだらけになって、もう生きる気力を失っている方に対して、行政側が地域の人たちと協力しながら立ち直るために、例えばごみをみんなで片づけたりとかいう支援、それから就職などの手伝いとかそういったことをしているというところが紹介されたんですけども、今、この相談支援グループというのは、そういう方向も目指しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）現在、生活困窮者支援の関係で社協さんのほうに動いていたいておりますけれども、今委員が言われたような活動を含めて動いているところでございます。

○委員（井上勝博）以前、そういう前は仕事をされていたんですけども、比較的まだ若い方なんですけど、家の中が大変なことになっているということで相談をしたこともあったんですが、結果的にはもう何人かの人たちで片づけに行き喜ばれて、完璧にはできないんです。半分ぐらいやっても大変な、それでも大きなごみだったんですけども、そういったことがあったわけですが、そういった相談の窓口になっていただくということで考えてよろしいわけですね。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）はい、そのような方向で動いていきたいと思えます。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

○市民福祉部長（上大迫 修）環境課の中の井上委員からの質問の中で、他の市町村から持ち込まれるときに協定があるかどうかという話があったんですけど、説明不足の点が一点ございました。基本的に環境公社と交わしている協定の中に、これを添えたものをどう扱うとかでありますとか、当事者間において市と持ち込むところとの協定の部分等についてはないんですけど、法令の中に規

定がございまして、他の地域からその施設に持ち込む場合は、法令に基づいて届け出をしなければならない、通知する必要があるという規定に基づいて、喜界島なら喜界町のほうから市のほうに通知があるというのが現状でございます。補足させていただきます。申しわけありませんでした。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか、井上委員。

○委員（井上勝博）はい。

○委員長（福田俊一郎）ここで、休憩します。

~~~~~

午前11時 8分休憩

~~~~~

午前11時10分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第72号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第72号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第72号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

内容につきましては、市民福祉部で提出しました議会資料で説明させていただきますので、議会資料を御準備いただき、1ページをお開きいただきたいと思えます。

1の条例制定の目的・経緯でございますが、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の公布による介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、2の改正内容についてですが、自己負担割合及び高額介護サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、先に改正された介護保険料と同様、長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額等を、本年8月1日から勘案することとする介

護保険法施行令の見直しに伴い、本市介護保険条例においても同施行令から引用している該当箇所について、必要な整理・改正を図るものです。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっとこれだけでは何かよくわからなくて、2018年の5月の記事によると、厚生労働省は19日までに、8月から介護保険で一定所得ある人の利用料が2割から3割負担に引き上げられることに伴い、介護保険料未納者云々とかいうことで、この一定所得がある人が利用料が2割から3割負担に引き上げられるということに伴うという、これと関係するのかなというふうに思うんですが、全く関係ないですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）この改正につきましては、もともと介護保険料等を算定する場合は、土地や不動産を売った場合の譲渡所得、こういったものを勘案しておりませんでした、今回の改正によりそれらを控除した後の所得基準に応じて1割、2割、3割等の負担を決めなさいということでの改正になります。

○委員（井上勝博）そうすると関係するわけですが、この長期譲渡所得、短期譲渡所得の意味がよくわからないんですが、教えてください。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）私も元固定資産にいたんですが、その当時と変わりがなければ、例えば土地などを所有して10年以上たってから売る場合を長期譲渡所得、短期間で売の場合は短期譲渡所得というふうなことだったと私は認識しております。

○委員（井上勝博）そうすると、この合計所得金額の定義について、こういう控除の仕組みが設けられたと。この合計所得を基準にして所得の大きい人が2割とか3割とかという利用料の負担が引き上がるという、その基礎になるということなんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）今申しましたとおり、そういった控除を引いた後の所得金額等で1割負担、2割負担、また3割負担という方が決まるということになります。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）ちょっとまだ自信があるものではないんですけども、ただ、利用料が2割というのは本当にそれだけでも大変な負担、これを3割とかという負担になる。これと直接関係はないけれども、基礎となる合計所得金額の定義にかかわる問題ですので反対いたします。

○委員長（福田俊一郎）次に、本案に賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）次に、本案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（福田俊一郎）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第73号 薩摩川内市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第73号薩摩川内市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第73号薩摩川内市指定地域密着型サービス

事業者等の指定に関する基準を定める条例及び薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

内容につきましては、同じく議会資料で説明させていただきますので、議会資料の２ページをお開きください。

まず、１の改正目的・経緯でございますが、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の公布施行に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするもので、２の改正内容についてですが、まず（１）では、地域密着型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護について、これまで法人格を有していなければ実施できなかったものが、病床を有する診療所でも開設可能となったこと。

次に、（２）では、共生型サービスの創設により、障害者福祉制度における生活介護やデイサービスの指定を受けた事業者は、介護保険制度におけるサービスも提供可能となり、その訪問介護員等についても障害者福祉制度における基準を満たしていれば可能となりますが、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護につきましては、共生型サービスとして位置づけられていないため、人員基準については従来そのままとするものです。

以上で、議案第７３号の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） この地域密着型サービスというのは、いわば２４時間訪問看護ということと同じなんですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） 地域密着型というのは、広域型と違いまして、薩摩川内市がまず指定をします。原則的には薩摩川内市の方が利用ができるというようなサービスになります。

○委員（井上勝博） ２４時間の訪問看護というサービスがありますよ。それとはどういう関係、関係はないですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） それは、地域密着型サービスの一部のサービスメニューということになります。

○委員（井上勝博） 市内では、今実際にそういう２４時間訪問看護をやっているところはないと

思うんですけれども、現状というかそういう可能性、こういう改正によって出てくる可能性はあるんですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） 今回、この議会資料のほうに上げております（１）の看護小規模多機能型居宅介護、それから（２）にあります定期巡回と夜間対応型、これ、いずれもこの薩摩川内市でサービスを提供している事業者はございません。過去にも何回か公募をしているんですが、やはり手が挙がる事業者がないというのが現状です。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第８０号 平成３０年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第８０号平成３０年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） それでは、議案第８０号平成３０年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について御説明申し上げます。

まずは、歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の１６ページをお開きください。

３款２項１目老人福祉総務費の増額は、里生活支援ハウスに設置してある特殊入浴装置の更新に係る増額補正で、検査等に係る職員旅費、既存入浴装置の撤去処分に係る委託料及び新たな入浴装

置の購入経費を計上しております。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、9ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金の増額は、先ほど説明しました歳出の増額補正に対応した特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は10分の7になります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について御説明させていただきます。

市民福祉委員会資料の9ページをお開きください。

本市の要介護認定の状況についてです。

まず、（1）の申請件数ですが、平成29年度は、新規、更新、変更を合わせ5,695件になります。

件数全体としましては、過去5年間でみますと若干の減少傾向ですが、特に更新の件数が平成28年度から減少しているのは、平成28年度から開始された認定を必要としない総合事業対象者の影響や、更新の場合、一部を除き認定有効期間

の上限が12カ月だったものが、平成28年度から上限が一律24カ月に拡大されたことなどが影響していると考えられます。

なお、更新の場合、さらに本年4月からは上限36月まで拡大されております。

次に、（2）の訪問調査件数は、本市の訪問調査員が実施する調査と、市外・県外に委託して行う調査、合わせて平成29年度は5,593件、次の（3）の審査判定件数は、平成29年度認定が5,443件、非該当が30件、合計5,473件になります。

なお、（1）の申請件数、（2）の訪問調査件数及び（3）の審査判定件数の合計がそれぞれ異なるのは、申請から訪問調査を実施し、審査判定を行うまでおおむね1カ月程度かかりますので、年度をまたぐケースも多いことから、それぞれの合計件数は一致しておりません。

次に、（4）の要介護認定者数については、平成29年度末の認定率が19.7%であり、平成28年度から開始となった総合事業対象者を加味しても、過去5年間は若干の減少傾向となっております。

なお、開けていただいた10ページには、申請から認定までの流れを掲載しておりますので御参照いただきたいと思います。下段に記載の介護認定審査会については、現在、医師を初めとする専門職60名で、5人1組の12合議体により平日はおおむね毎日、いずれかの合議体が審査会を実施しております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 要介護認定の更新が減っていることの要因の中に、総合事業の対象者のほうに回っているというお話もされたわけですが、この申請から認定までの流れを見ると、認定された方については、基本的にはコンピューターと主治医の意見があつて、審査会を通して審査が判定されると。

認定者数の推移という点で22.6%から19.7%に減っているというのは、どこかでか、要するに総合事業型に持つて行く人があるんだというふうに思ってたんですが、この流れを見ると、

どこで分かれるのかなと、総合事業型にどこで分かれてくるのかなと思うんですが、そこら辺ちょっと教えていただけますか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） まず、認定率の推移の中で、9ページの下のほうに総合事業対象者という平成28年度407名、平成29年度355名というのがありますが、例えば平成29年度355名を要介護認定者とみなして率を計算した場合は20.9%となります。それを加味しても、平成25年度の22.6からは少し減り気味だということになります。

あと、総合事業対象者の場合は、この認定の申請とは直接関係しませんが、ヒアリング型になります。例えば20項目ある調査項目の中で、この部分に3項目該当すれば総合事業対象者、全体で何項目チェックがかかれば総合事業対象者というふうな形で、面談の中でのチェックリストの中で総合事業対象者というのは決まりますので、この認定審査会の流れとは全く別物で、個人の希望によってその申請がなされるということになります。

○委員（井上勝博） 介護が私は必要になりましたということで、包括支援センターに相談をされたりして、そこで、最初の段階でそのアンケートをとって、総合型なのか、介護型なのかということに分けるということなんですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） 例えば、新しく認定申請をしたい方につきましては、地域包括支援センターであったり、在宅介護支援センターであったり、いろんな相談機関で相談をされます。

そういった中で本人との相談をする中で認定申請のほうに行くのか、それとも、そういう認定を受けなくても一定のサービスが受けられる総合事業対象というほうを申請してみるのか、それについては本人との面談の中で選択されていくという形になります。

ただし、この総合事業対象者に一旦申請をしてサービスを受けられたものの、やはりもう少しサービスを受けたいということで、もう一回介護認定申請を出して、認定を受けて、介護サービスを受けるという方も多々いらっしゃいます、この総合事業対象者、平成28年度から始まったわけなんです、ピーク時は440名いらっしゃいましたが、現在は350名ぐらいになっており

ますので、一度総合事業対象としてサービスを受けたものの、やはり介護認定を受けたいということで、また移行される方も相当数いらっしゃいます。

○委員（井上勝博） そこが、介護保険制度が始まったところというのは、いわば昔は総合型みたいなもので、保健師さんが出かけて行って、本人の希望とか、そんなのいろいろ聞いて、そして介護サービスを受けたり、受けなかったりというのがあったんです。

それだといろいろ不都合があるというか、不公平もあるからということで、介護保険制度が始まって、いずれにしてもみんな認定審査を受けると。認定審査を受けて要介護1、2、3、4となって、そこで分けてサービスをどれだけ受けられるかを決めていくという、そういうふうに始まったものが、またいわば要介護認定を受ける人を少なくするために、また始まった総合事業型というふうな形になったのかなと、そんなふうに思わざるを得ないところがあるんですけども、それは誤解ですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） この総合事業の場合は、これまで介護認定としてサービスが必要な方がいらっしゃるわけですが、その手前の方々の状態の維持、それから改善というのを目指す形で、一般介護予防も含めてこの総合事業を始まっておりますので、今おっしゃった部分については、私の見解としては少し誤解の部分がまじっているのかなというふうには感じているところで

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次は、保護課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊） それでは、保護課の所管事務の説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料の11ページをお開きください。

1の生活保護の状況についてです。

（1）は、3月時点での被保護人員及び保護率の年次推移であります。表の下、米印にありますように、平成30年3月の全国人員・保護率につきましては、生活保護速報による発表がないため、直近の2月の速報値であります。

昨年3月と比較しまして、全国・県とも人員・保護率は減少傾向であります。本市におきましては、平成28年3月まで増加傾向で推移し、平成29年3月時点でほぼ横ばい、本年3月には減少となってきております。

なお、保護率では県内19市中13番目となっております。

次に、（2）は、本市相談件数及び生活保護申請数の推移です。29年度の相談件数194件、申請件数130件、保護開始件数103件、いずれも昨年より減少しているところであります。

次に、（3）は3月時点の本市世帯類型別の推移であります。高齢者世帯数が405世帯と最も多く、世帯割合も5割を超えております。なお、この傾向につきましては、国、県でも同様であります。

次に、2の法改正に伴う短縮年金請求決定状況についてであります。短縮年金受給者数133人は、120月以上300月未満の請求権のある方で、3月末現在130人の方が請求を完了しております。最低決定金額は年額でありますので、昨年9月分以降の年金受給額はその半額となり、平成29年度は約1,800万円、保護支給額に効果があったということになっております。

生活保護世帯は、現時点では減少傾向となっておりますが、生活に困窮する世帯が減ったものとは考えておりません。保護課では今後も相談、支援体制の充実とともに、ケースワーカー、各相談員の知識向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 生活保護に関しては、前、ホームページなどでいろいろな表現の仕方がちょっと自治体ごとに、やっぱり違うのではないかと。生活保護は、その権利であるという考え方、憲法の考え方をもっとわかりやすく表現できるように、こういう自治体では国民の権利ですというふうに書いてあるというふうで紹介もしたわけですけども、その辺については何か御検討いただいているんでしょうか。

○保護課長（松尾和俊） 現在、本市の場合は、国が示していることについて説明をさせていただいているところでございます。本市独自の見解は、特に述べておりません。

○委員（井上勝博） ホームページで、こういうふうに表示しているところがありますよということでもって言って、やっぱり国民の権利ということを明確にしているということで紹介もして、それは別に国のあれとに違反しているものではなくて、わかりやすく書いているものだと思うんです。ですから、それはちゃんと努力をしていただきたいというふうに思います。

というのは、やっぱり、もう明らかにこの人は保護を受けたほうがいいんだという方が、勸めても、いや私はできませんというふうにおっしゃる方というのは、実際いらっしゃるんです。だから、そういう方々がなぜ、受けたがらないかという、やはり世間の目、社会の目、何か後ろ指を指されやすいんだろかっていう、そういう思いがあって、それはやっぱり田舎に行けば行くほど、そういう傾向が強くなってくるわけで、それはやっぱり違うよと、国民の権利ですよということを、きっちり自治体としては紹介していただきたいというふうに思いますので、こういったのを続けていきたいというふうに思います。

それから、今のほうでは生活保護費の切り下げを計画しております。ちょっとこのいわば第一種とか第二種、第三種でしたっけ、そういう自治体によっては、若干、切り下げ方が少し違うようでもありますけれども、電話で聞いたところによると、まだ県がきちんとした説明会をしていないという話を聞いているんですが、その辺がはっきりするのはいつぐらいなのか、そして、県の説明がなくてもある程度言える部分というのは、どうということなのかを教えていただきたいと思います。

○保護課長（松尾和俊） 県の説明会が行われるのは、8月の中旬ぐらいが見込まれているところでございます。現在、説明できるところで申し上げますと、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援というのが新たに設けられたところでございます。これは、大学に行かれる子どもさん方が、在宅から行かれる場合は10万円、これが在宅でなく、外に出て大学に行かれる場合は30万円というふうに、その支給のする支援策というのが設けられております。現在、本市におきましては、1世帯在宅からの進学ということで10万円の支給を決定しているところでございます。

もう一つ、先ほどおっしゃいました加算の変更になりますけど、児童養育加算、母子加算、これが3年間に段階的に減額されるということになっております。現在、児童養育加算は、現行3歳以上中学までが1万円、3歳未満が1万5,000円、第3子以降につきまして、小学生までが1万5,000円、中学生までは1万円というふうになっております。これが、見直しの後には3歳以上18歳まで、以前は中学生、15歳まででしたが、18歳まで1万円というふうになります。3歳未満につきましては、段階的にことしの10月から再来年の10月にかけて1万3,300円、1万1,600円、1万円、最終的には1万円というふうに段階的に変更になるようになっていきます。

これを、試算をちょっとしてみました。一人の場合、零歳の方がもしいらっしゃった場合、現在の加算でいきますと、15歳までこの方がずっとこの加算を受けられるということになりますと198万円という計算になります。これが改正されて、18歳までいかれるということになりますと216万円ということになりまして、ここでは計算上は18万円の増と。長い目で見ると増になっているというのもございます。

母子加算につきましては、現行一人目が1万9,620円でございますが、これは見直しを3年間にわたって行います。ことしの10月には1万8,400円、来年が1万7,100円、再来年が1万5,800円というふうに予定がされております。これは、一人目でありますと1,220円、2,520円、3,820円と減額がされているところでございます。

ただ、3人目以降になってきますと、逆に加算

のほうが増えてまいりまして、トータルで言いますと220円ずつの3人目は増になるというふうなこともありますので、この子どもの加算につきましては、他市世帯については増額の傾向になっているというふうに考えます。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前11時40分休憩

~~~~~

午前11時41分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△子育て支援課の審査

○委員長（福田俊一郎） 子育て支援課の審査に入ります。

△議案第74号 薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎） 議案第74号薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一） それでは、議案つづりその1、74-1ページをお開きください。

議案第74号薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で部長が御説明したとおりでございます。改正内容につきましては、議会資料で御説明いたしますので、市民福祉部議会資料の3ページをお開きください。

主旨としまして、鹿児島県下で本年10月診療分から実施する予定の、子ども医療費助成に係る県内での保険医療の現物給付化の実施に必要な条項の整備を図るために、薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正しようとするも

のでございます。

概要につきましては、一つ目、当該年度市町村民税非課税世帯の乳幼児 ― 未就学児です。これが、平成30年10月1日以降、鹿児島県内の保険医療機関等を受診した際に、本件に係る資格者証を提示した場合に限りまして、窓口での自己負担をなくす、いわゆる、現物給付を実施するものでございます。

ただし、現物給付に係る資格者証未提示の場合と県外の医療機関等受診の場合は、従来どおりでございます。

二つ目、重度心身障害者医療及びひとり親家庭等医療費助成に係る市町村民税非課税世帯の乳幼児についても、子ども医療費助成の現物給付の対象とするものです。

3点目、用語の定義を整備するものです。

最後に制度フォロー図をごらんください。従来制度では、白の矢印のとおりで、医療機関を受診した場合、1回自己負担額を支払う必要がございまして、後日、市から、保護者へ医療費が支払われます。

新しい制度では黒の矢印のとおり、市民税が非課税世帯の未就学児と、重度心身障害者医療及びひとり親家庭等医療費助成に係る市町村民税非課税世帯の乳幼児につきましては、医療機関での窓口負担がなくなるものでございます。

以上で、議案第74号薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** これは一定の前進というか。九州で現物給付をしていないところ、沖縄と鹿児島だけと言われていて、鹿児島が大分おけているわけですが、今回一步を踏み出したと。

ただ、こういうふうに非課税世帯のみということになっているわけですが、これってというのは、こういう仕組みをつくったら、この非課税世帯というのを取っ払うということは非常に簡単になるのかなと。別に問題がなくなるのかなという気がするんですが、かえってこの非課税世帯にすることによって、事務的には面倒くさくなるのかなという気がするんですが、その辺はどうなん

でしょうか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** この子ども医療費の現物給付につきましては、あくまでも県の制度を我々も準用する形で、県内どこも、今のところ非課税世帯のみということで聞いております。

今、ありましたように、その課税世帯もということだと、県の乳幼児医療につきましては、県補助があるんですけど、そちらのほうを受けられなくなります。昨年度別で3,700万円ぐらいだったと思うんですけど、ですので、県の制度を準用して、薩摩川内市のほうは、今回、条例の改正をお願いしたということでございます。

**○委員（井上勝博）** 将来的なことで言うと、特にそういう所得によって給付を現物にしたりとかしなかったりとかっていうふうにしなくても、よそはやっているわけですから。こういう仕組みをつくれば、こういう所得で振り分けるというのは、かえって事務的には複雑になるんじゃないかという気がするんですけども、その事務的なことを言っているわけですが、どうなんですか。県の制度というのはわかるんですけど。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今、10月から実施をするものですから、制度設計、最後詰めているところでございます。我々といいたしましても、小さなお子様全て無料になれば一番いいと思うんですけど、そこあたりはなかなか国保のペナルティですとかいろいろあるもんですから。まずは県の制度に従いまして、我々といいたしましても、19市の市長会とかあるんですけど、そういうところで県にもうちょっと拡充してほしいということで、ことしもお願いをしている状況でございます。

**○委員（井上勝博）** 確認ですが、薩摩川内市は高校卒業までが無料になっていますが、それを同じように非課税については現物給付と。

**○子育て支援課長（知識伸一）** あくまでも未就学児でございます。我々が18歳未満の非課税をしますと、先ほど言いましたように、県の補助金が全然出なくなります。未就学児の市民税が非課税の世帯の乳幼児、重度心身の非課税の乳幼児、それからひとり親の非課税の乳幼児というのを、今のところ対象ということで考えております。

**○委員（杉蘭道朗）** 10月からということで、市内の対象者数は何名ぐらいになるんですか。

**○育成支援グループ長（下満道行）** 答えいたします。乳幼児医療の未就学児非課税世帯でいきますと、今年度の、29年度の速報値になりますけれども、対象者が大体470名ほどいらっしゃいます。それから、ひとり親医療に該当していらっしゃる方で、非課税の乳幼児の方が210名ほどいらっしゃいます。それから、重心医療の対象になっている方が大体4名ほどいらっしゃるというふうに確認しております。

**○委員長（福田俊一郎）** よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第75号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、議案第75号薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** それでは、お手元の議案綴りその1、75-1ページをお開きください。議案第75号薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で部長が御説明いたしましたとおりでございます。

主旨としまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、国の基準なんです、この一部が改正されたことによりまして、本条例との条項の整合性をとる必要が生じたため、一部

を改正をしようとするものでございます。

概要につきましては、一つ目、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定していますが、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いを明確にいたしまして、有効な教員免許を取得した者を対象とするものでございます。

二つ目、放課後児童支援員の資格等につきまして、従来、高等学校を卒業していない者につきましては、放課後児童支援員となるための研修を受講する資格がございませんでした。

今回、省令が改正されたために、5年以上の放課後健全育成事業の実務経験がありまして、かつ、市長が適当と認めた者については資格要件を拡大するものでございます。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** ちょっと今、よくわからなかったのが、教員免許のことなんですが、今、学校でも教員不足というのがあって、ある先生に聞いたら、教員免許を更新しなくちゃいけないけど、更新しない人が、前は更新しなくてもよかったものだから、家庭にいらっしゃる方を教員として採用するということができただけ、今は更新をされないからいなくなっているんだと。で、不足しているんだというお話で、なるほどと思ったんですが、この場合、今言われたのはちょっとその免許の更新との関係で、もう一回説明いただけますか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 学校教育法のほうが改正されまして、教員免許というのが、従来は1回とられたらずっと永久免許だったのが期限付きに、何年間かの有効期限になったということで、それに合わせて教員免許を持っていらっしゃる方も更新をした人が、持っていらっしゃる方が対象となるということでございます。

**○委員（井上勝博）** そうすると、今までは更新していなくてもできたんだけど、更新しないとできなくなるということで、人手不足というか、そういう支援員を採用しにくくなるということなんですか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** それはやはり、教員免許というのがやっぱり変わりまして、正し

い状況に、今の制度に変わるということはやはり、放課後児童クラブもそういう安全安心のためにせにゃいかんわけですから、その制度に統一されたということで、こちらは考えております。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、市民福祉委員会資料の12ページをお開きください。

1番目、保育施設の定員・利用児童数の推移について御説明いたします。

表の最上段の年度当初の定員Aは、平成25年4月2,195人でしたが、本年4月、平成30年度では、2,576人と381人の定員増を図っております。

表の2段目、利用定員Bでございます。これは利用児童数は、2,427人でしたが、本年4月現在で2,618人と191人の利用児童数の増となっております。子どもの数は減少傾向でございますが、女性の社会進出等の理由によりまして、利用児童数は年々増加しておりますところでございます。

ただ、本年4月1日現在の利用児童数は、初めて前年を下回っております。これは、後ほど説明いたしますが、出生数の減が大きく関係しておりますと考えておりますところでございます。

表の4段目、利用定員に対する児童数割合は4月1日現在では、101.6%となっております。

100%を超えている理由といたしましては、保育所につきましては、定員の弾力的運用ができる関係で、最大定員の119%まで入所できる関係があるからでございます。平成29年度、ことしの3月現在では、その下の表のとおり111.9%の入所率となっております。

定員の弾力運用につきましては、4月以降の、育休明けのゼロ歳児ですとか、新規の就労者、そして市外からの転入者等の受け入れに活用しているところでございます。その下の段からは、定員の増減の理由をお示ししているところでございます。

2番目、待機児童の状況です。

表上段は、総申込者に対する待機児童数で、本年度は32名となっております。この内容は、特定の園を希望される分が多いんですけど、あと求職者等が若干ございます。

その下、括弧書き4名につきましては、厚生労働省基準、これは30分以内に行ける保育園がない場合に待機児童となるんですけど、その4名がございまして、いずれも1歳児でございました。

その下、ゼロ歳児から5歳児までの推移でございます。平成25年度は、ゼロ歳児は887名、5歳児は952名というところで、合計5,662名に、平成25年度にあったものは、本年4月にいたりましては、ゼロ歳児779人から、5歳児892人までの5,141人となっておりますところでございます。

平成25年4月にゼロ歳児は887名でございました。これちょっと斜めに見ていただきますと、これが5年後の本年4月には5歳児になります。この人口が892人となりまして、5名の増となっておりますところでございます。同じように平成26年度のゼロ歳児は47名の増ということで、他の年度も減はなく、増となっておりますので、この要因の一つといたしましては、社会動態の増でございまして、本市のこれまでの子ども医療費の高校までの無料化等の本市独自の各種施策によるものの一つと考えておりますところでございます。

しかし、子どもの総人口は、平成25年度と比較いたしまして、521人の減、率にして9.2%の大幅な減となっておりますところでございます。これは、出生数の減、特に、昨年から247人と大幅な減となっておりますところでございます。これを

打開する施策の一つといたしまして、子どもを二人、三人と持ちやすくするために、県内に先駆けまして、本市保育料を、ことしから第2子半額、第3子無料と、それと私立幼稚園、それから市立保育園の保育料を同額とさせていただいたところでございます。

4月時点で分析しましたところ、この減額になった方が、子どもさんの数で1,418名、額にいたしまして2億1,400万円の軽減を行っているところでございます。

次のページ、13ページは保育施設の入所状況をお示ししてあります。平成29年度と平成30年度分でございます。

下の段、平成30年度を見ていただきますと、市立幼稚園、これは3歳児から5歳児までが入園しております。トータルで341人が入園しています。定員は690名となっておりますが、空きの大部分につきましては、周辺部の幼稚園の定員割れということでございます。

以下、認定こども園、私立の幼稚園、最後に市外の認定こども園等に通う児童を含め、合計で3,777名の園児が入園しております、率にしますと82%ということになっております。

来年10月から、3歳児から5歳児までの保育料が無料化になる予定でございます。これが実施されますと、3歳児から5歳児までが全て保育施設に入園した場合、そこの再掲欄のところ3歳児から5歳児の最下段です。91名分が足らなくなると考えております。

このことによりまして、全員入園した場合は、少なくとも100名程度の保育施設が必要ではなかろうかと考えておるところでございます。

次の14ページは、所得階層別の在園児の状況でございます。2年分を記載してあります。

本年度からの幼稚園保育料の6,600円への統一、それから第2子半額、第3子以降無料の効果・影響につきましては、来年度から選択肢が広がってまいりますので、変化が出てくるものと考えております。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** ここで、皆さんにお諮りします。正午になりましたけれども、質疑が多ければまた、午後からと。そうでなければ、続けていきますが、どういたしましょう。継続でよろ

しいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** はい、じゃあ続けます。

それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。当局の皆さんはお疲れさまでした。

[当局退室]

---

△委員会報告書の取り扱い

**○委員長（福田俊一郎）** 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取り扱い

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。現在のところ、閉会中の現地視察等は予定しておりませんが、今後、必要となった場合の委員派遣の取り扱いを委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

△閉 会

**○委員長（福田俊一郎）** 以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委 員 長      福田 俊一郎